

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3000号)

令和5年7月6日

横 情 審 答 申 第 3000 号

令 和 5 年 7 月 6 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 静 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和2年12月9日旭高第1766号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「令和元年度旭高第3043号「広聴案件の処理について」」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「令和元年度旭高第3043号「広聴案件の処理について」」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和2年10月23日付で行った「令和元年度旭高第3043号「広聴案件の処理について」」（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

本件審査請求文書のうち、起案用紙の個人の氏名、住所及び個人印の印影については、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため、本号本文に該当し非開示とした。また、投稿原文については、投稿者自身の人格と密接に関連する素直な内心の秘密に関する主張や見解その他の個人の正当な利益を害するおそれのある情報が記載されており、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでに該当しない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 実施機関は、開示請求に係る行政文書欄、請求外事象を表題に記載し請求文書にではなく行った一部開示決定は不当。請求文書を全部開示されるよう求める。
- (2) 一部開示決定通知書4.5.6項「非開示とする部分の概要、（1）個人の氏名、

住所及び個人印の印影。(2)投稿原文」・・・同5項「非開示とする根拠規定、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第7条第2項第2号」・・・同6項「根拠規定を適用する理由、(1)個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。(2)個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため、また、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。」とあるが、「根拠規定及び当該規程を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない」と条例にあるにもかかわらず、単に根拠規定を示すだけで、審査請求人の非開示情報のどの部分に根拠規定が適用されているのか。審査請求人の、どのような事実によって審査請求人の権利利益が害されるおそれがあるかと判断したのか。又何故その規程が該当すると判断できたのか。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 「市民の声」事業に係る事務について

横浜市では、様々な手段で寄せられる市民の意見、要望、提案、苦情等の情報（以下「市民の意見等」という。）を広聴情報データベースシステムにより管理するとともに、市民の意見等の公表及び市政への反映により市民満足度の向上及び市政の合理的運営に役立てるために、「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱（平成20年3月広聴第3940号）に基づき「市民の声」事業を行っている。

(3) 本件審査請求文書について

ア 本件審査請求文書は、市民から提出された文書を旭区福祉保健センター高齢・障害支援課（以下「高齢・障害支援課」という。）において供覧した際の供覧文書一式、具体的には起案用紙及び投稿原文である。

イ 本件審査請求において、審査請求人は、本件審査請求文書の全部を開示するよう求めているため、当審査会ではその非開示事由該当性について判断する。

(4) 起案用紙の個人の氏名及び住所の旧条例第7条第2項第2号該当性

ア 旧条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別す

ることができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

もっとも、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 本件では、投稿者の個人の氏名及び住所は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(5) 投稿原文の旧条例第7条第2項第2号該当性及び旧条例第8条第2項による一部開示について

ア 実施機関は、投稿原文については、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると主張するので、以下検討する。

イ 当審査会で対象文書を見分したところ、投稿原文には、個人の氏名及び住所並びに特定年月における特定個人と高齢・障害支援課との間での窓口対応の経過等が記載されている。

このような記載がある投稿原文は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるから、旧条例第7条第2項第2号本文前段に該当する。

ウ そして、投稿原文は、旧条例第7条第2項第2号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

エ ところで、旧条例第8条第2項では、「開示請求に係る行政文書に前条第2項第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害され

るおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」として、行政文書の一部開示について規定している。

本件では、投稿原文のうち、個人の氏名及び住所は、個人が識別される情報である。そして、個人の氏名及び住所を除いた部分は、特定年月における特定個人と高齢・障害支援課との間での窓口対応の経過等、特定個人の人格と密接に関連する情報であり、通常他人に知られたくない情報であることから、これを開示すると特定個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、旧条例第8条第2項による一部開示の対象とはならない。

(6) 理由付記について

ア 審査請求人は、実施機関は単に根拠規定を示すだけで、各規定が非開示とされた情報のどの部分に適用されているのか等と主張しており、理由付記の不備を主張するものと考えられるので、この点につき検討する。

イ 本件では、一部開示決定通知書（令和2年10月23日旭高第1371号）において、非開示部分の概要、非開示規定、非開示規定を適用する理由を「4 非開示とする部分の概要」、「5 非開示とする根拠規定」及び「6 根拠規定を適用する理由」にそれぞれ記載しており、審査請求人は、どのような情報がいかなる理由により旧条例第7条第2項第2号に該当するのかを一応知ることができ、理由付記につき不備があるとは認められない。

(7) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(8) 結論

以上のとおり、本件審査請求文書の一部開示とした決定は、妥当である。

(第四部会)

委員 松村雅生、委員 金井恵里可、委員 齋藤宙也

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 2 年 1 2 月 9 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 3 年 1 月 2 1 日 （第265回第三部会） 令和 3 年 1 月 2 5 日 （第345回第一部会） 令和 3 年 1 月 2 7 日 （第391回第二部会）	・ 諮問の報告
令和 5 年 3 月 2 日 （第17回第四部会）	・ 審議
令和 5 年 4 月 6 日 （第18回第四部会）	・ 審議
令和 5 年 5 月 1 1 日 （第19回第四部会）	・ 審議
令和 5 年 6 月 1 日 （第20回第四部会）	・ 審議